

# 令和4年6月甲良町議会定例会会議録

令和4年6月15日（水曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第31号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第32号 令和4年度甲良町一般会計補正予算（第1号）
- 第4 議案第33号 令和4年度甲良町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第5 議案第34号 権利の放棄及び和解につき、議決を求めることについて
- 第6 議案第35号 権利の放棄及び和解につき、議決を求めることについて
- 第7 議案第36号 権利の放棄及び和解につき、議決を求めることについて
- 第8 議案第37号 権利の放棄及び和解につき、議決を求めることについて
- 第9 議案第38号 財産の無償譲渡につき、議決を求めることについて
- 第10 発議第5号 ごみの抜本的な減量計画の策定を求める決議（案）
- 第11 発議第6号 元職員の懲戒処分の取消訴訟で最高裁上告を非難する決議（案）
- 第12 議員派遣について
- 第13 委員会の閉会中における継続審査及び調査について

## ◎会議に出席した議員（11名）

1番	小森正彦	2番	岡田隆行
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	阪東佐智男
7番	丸山恵二	8番	木村修
9番	建部孝夫	10番	西澤伸明
11番	宮崎光一		

## ◎会議に欠席した議員

なし

## ◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	教育長	青山繁
総務課長	中村康之	教育次長	中川雅博
会計管理者	福原猛	学校教育課長	寺田喜生

税務課長 大野 けい子  
企画監理課長 熊谷 裕二  
住民人権課長 宮川 哲郎  
保健福祉課長 山崎 志保美  
呉竹センター館長 上田 真司

社会教育課長 望月 仁  
産業課長 西村 克英  
建設水道課長 村岸 勉  
総務課参事 村田 茂典

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 橋本 浩美

書記 山脇 理恵

(午前10時45分 開会)

○宮崎議長 ただいまの出席議員は11人です。

議員定足数に達していますので、令和4年6月甲良町議会定例会第3日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 山田充議員、5番 野瀬議員を指名します。

次に、追加議案がありますので、これより町長の提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 令和4年甲良町議会6月定例会の本日、追加で提案をさせていただきます案件につきまして、その概要を説明申し上げます。

議案第34号、第35号、第36号、第37号は、いずれも権利の放棄及び和解につき議決を求めることについてで、4議案とも和解により紛争が早期に解決することを勘案し、遅延損害金の一部についての権利を放棄いたし、和解しようとするものであります。

議案第38号は、財産の無償譲渡につき議決を求めることについてで、道の駅せせらぎの里こうらの駐車場に、電気自動車の急速充電設備を現在のe-Mobility Powerの補助金を活用して設置をしておりましたが、補助対象期間の8年間を経過すると維持管理費の支援が受けられなくなりますので、この度この設備を補助元の会社は無償譲渡し、今後の維持管理を願うことにしたものであります。

提案いたします5議案とも、地方自治法の定めにより、議会の議決をお願いするものであります。

以上、本日追加で提案いたしました案件につきまして、その概要説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議をいただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○宮崎議長 次に、日程第2 議案第31号甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について討論はありませんか。

木村議員。

○木村議員 反対討論をさせていただきます。

以前も申しましたが、平成29年、現町長が初めて当選されたときの選挙の後の収支報告書、そこでいろんな問題が起こっておりました。それをクリアせずにこの議案に対して賛成は全然できませんので、反対とさせていただきます。

きます。

以上です。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この間、指摘されている町長の選挙の資金の不記載など、数々の疑惑について、釈明と反省を明らかにすることを拒み続けておられます。現に、町長としての職責を続ける上で、この信頼を回復させることは大変大事な問題です。また、甲良町政の信用を失墜させる行政事務の不祥事に対する指導監督の欠如など、少しでも前向きの変化が現れることと思いきや、一向に改善の兆しが見られません。さらに、元職員の懲戒処分取消し訴訟の高裁判決では、裁量権の逸脱と乱用があったと断罪されているにもかかわらず、判決を真摯に受け入れることなく、上告の意向を表明されました。

以上のように、給与の減額を解除する理由は見当たらないと断じざるを得ません。

その上で申し上げることは、町長の給料を議会が条例額より減額議決することは極力避けるべきだと考えます。しかし、町長が主張するように、違法と断定できるものではないと考えます。滋賀県知事の裁定は、あくまで紛争処理委員会の意見であり、判決ではありません。地方における首長と議会は二元代表制のもと、法令に基づき、お互いに尊重しながら議論を尽くし、結論を得るプロセスこそ重要だと考えます。本件について言えば、資金の疑惑などに応える説明責任を明快に果たせば済むことではないでしょうか。もって、反対討論とします。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

野瀬議員。

○野瀬議員 皆さんの言われるように、私は、内容はともかくとして、法律論というところで判断した場合に、前回知事裁定出ております。議会の権限を超え、または法令に違反する可能性があるというところで判断されています。今回の場合も、このところが判断理由として元に戻すべきだということで、私は賛成といたします。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

丸山議員。

○丸山議員 私は先日の全協でも言いましたが、北落の建設業者代表が出された100万円、北落ファームの代表が出された20万円、そのお金が後援会にない。その説明を一番していただきたい。それは私も確認してきましたので、そういうところをやっぱりすかっ確認して、気持ちよく答弁ができるようやったら、私もええと思うんですが、今のところはこの件に関しては、

その説明が一番の大事なところであって、できていないところがありますので、反対とさせていただきます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

山田裕康議員。

○山田裕康議員 今もありましたように、大変多くの疑惑なりがありますので、そのことがしっかりと解決されない限り、このことを認めるわけにはいきませんので、反対とさせていただきます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立少数です。

よって、議案第31号は否決されました。

次に、日程第3 議案第32号令和4年度甲良町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この第32号の補正予算については、賛成といたします。

主に議員提案による高校生世代までの医療費無料化に係る予算及び自然災害支援金の予算、またコロナワクチンの4回目接種の予算などが計上されていることから、賛成です。

その上で、今年度予算に関わって、幾つか意見を述べておきたいと思えます。

その1つは、町長が財政危機宣言を発した中、それであってもこの甲良町にとって大切な切実な課題、子育て、教育に関する事業は充実するという強いメッセージを発することができる施策を強く打ち出すべきだと考えます。例えば、学校給食費の無償化は全国の大きな流れであり、憲法に定められた義務教育無償化の実行であり、子どもの健やかな成長は社会全体の宝であるという貴重な理念を、真にまちづくりの中に生かす取組としても分かりやすいテーマで、滞納問題を抱える甲良町としても、町民に理解を求めるやりがいのある事業ではないかと考えます。

一方、政府の今年度補正予算で、コロナ禍で落ち込んだ経済の回復のため、80カ国以上が消費税率ゼロも含めて減税実行しているにも関わらず、岸田

政権が消費税減税を決断しないこと、物価高騰対策は何もしないに等しいものです。そして、地方創生臨時交付金についても、昨年、一昨年の額に満たず、極めて消極的であることを批判しなければなりません。

本町においては、臨時交付金4,244万円をコロナや急な物価高で困った町民に等しく直接支援できるよう、生かしていただきたいと強く要望しておきます。水道料金の減免など、基本料の免除などは、全世帯に行き渡る有効な支援策だと考えます。

22日から参議院選挙と知事選挙がスタートします。憲法を生かして、地方に住む私たちの暮らし、農業、子育て、教育、医療、介護など、全般にわたって政治の大本から転換できるよう、また9条を生かした平和外交を積極的に展開できる国政となるよう訴えて、討論を終わります。ありがとうございました。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第32号は可決されました。

次に、日程第4 議案第33号令和4年度甲良町下水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第33号は可決されました。

次に、日程第5 議案第34号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第34号権利の放棄及び和解につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年6月15日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 それでは、私の方から、議案第34号から37号の権利の放棄及び和解につき議決を求める議案提案にあたり、町長から若干の見解を申し上げます。

令和2年度末の徴収金の未納総額は2億1,450万円で、そのうち住宅新築資金貸付金の未収が1億1,250万円で、未収金全体の52.5%を占めております。

令和元年9月が貸付者の最終法定償還期限でありましたが、令和2年度末現在で47件の未償還者があり、回収業務を顧問弁護士に委任をし、順次議会議決を経て提訴をしており、また、和解勧告に基づき権利の一部放棄の議決などによって資金回収をしている現状であります。

議会におきまして、遅延損害金の取扱いや徴収事務を放置してきたことのご意見をいただいているところですが、当面この方法によって資金回収を続けたいと考えております。

また、事業収支のシミュレーションについても、直近では本年3月議会に提出したところであります。今後も決算時期など定期的に議会でも数値チェックをお願いしようと考えております。

シミュレーションでお示ししているとおおり、住宅新築資金等特別会計設置の当時から、起債償還財源を一般会計から繰り出した累積額については、令和8年度で戻入れができる見通しであり、令和9年度以降は、資金の回収金は町の利益に転じる見込みであります。

また、全協でもありましたように、国、県からの4分の3の補助制度があり、法的措置に要する経費の中に弁護士委託料も対象となり、補助金収入についてもシミュレーション一覧に記載しているところであり、この取組を継続いたしますので、議会におかれましても、今後の状況等についてご確認をいただきたいと思います。

それでは、担当課長から議案の提案説明を申し上げます。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、議案第34号の方について、説明申し上げます。

す。

議案書1枚お願いいたします。

権利の放棄及び和解につき、議決を求めることについて、貸金等返還請求事件でございます。

次のとおり権利を放棄するとともに、これに伴う和解をするため、地方自治法第96条第1項第10号及び第12号により、議会の議決を求める。

1、放棄する権利及び和解の概要。

放棄する権利及び和解の内容。

大津地方裁判所彦根支部、令和2年(ワ)第45号貸金等返還請求事件で請求した金額のうち、遅延損害金の一部についての権利を放棄し、別紙和解条項案のとおり相手方と和解するもの。

2、放棄する権利の金額。

残元金及び利息542万2,732円に平成22年11月21日から元金の支払われた日まで年10.95%の割合によるとしている遅延損害金、令和4年6月15日現在685万6,785円を加えた総額1,227万9,517円から別紙和解条項案のうち、2項(1)及び(2)の合計記載金額の697万49円を差し引いた530万9,468円を放棄するものでございます。

2、和解関係人の住所及び氏名については、記載のと通りの7名でございます。

次のページお願いいたします。

裁判所につきましては、大津地方裁判所彦根支部でございます。

事件名につきましては、令和2年(ワ)第45号貸金等返還請求事件でございます。

放棄及び和解の理由につきましては、本事件についてこの和解により紛争が早期解決すること勘案し、遅延損害金の一部について権利を放棄し、和解しようとするものでございます。

授権事項といたしまして、町長が必要に応じ、次の行為をできるということで、趣旨を損なわない和解条項案の軽微な修正。

本件に関し、和解に代わり民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定が行われた場合で、その決定が本件和解条項案の趣旨と相違ないとき、異議を申し立てないことの決定でございます。

和解条項案については別紙記載のとおりでございます。どうかよろしくお願いいたします。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。



○西澤議員 全協でも申し上げましたけれども、この事業をめぐっては終結をしていけば一般財源に貢献ができる。

そして、改めて1点聞きますが、貢献できる財政額、令和9年から一般会計への繰入れ、貢献ができるというように報告がありました。改めて、表を見れば分かることですが、改めて金額が幾らになるかというのを説明ください。

それからもう一つは、なぜこういうようにこじれてきたのか、遅れてきたのか。そして、町としての滞納額の半分を占める問題、それも同和対策事業で長年続けてきたことが、いよいよ解決に向かう。やはり、なぜこんなことが起きてきたのかというやつを、やはりさっきのコメントの中では書かれていません。反省、総括を込めて、文章を町民に知らせるといっているので、挟み込みでも結構ですので、やはりそれは出す必要がある。それは長年つくってきたイメージが悪いという1つの滞納額がずっとあります。それを払しょくする1つともなります。

さらに、1つというけども、大変大事な1つですよ。そういうことを町が発するということが大事ですので、これに取り組んでいただきたいということ、この2点の説明をお願いします。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 今、提案説明の前に申し上げました数値の内容については、数値は動いておりますので、9月決算議会で時点修正をした一覧シミュレーションを直して、お示しをしたいというふうに考えております。

それから、指摘をいただいております長年の放置、徴収事務の放置ということですが、経過を見ましても、毎年度の決算報告あるいは町の監査委員さんの報告から、町は法的措置ということ視野に入れてというのがなかなか踏み込めなかった、議会、その調査を、今こういう形になって初めて前に進むようになったんですが、この方策を見いだすのに相当時間をかけていたということでございます。

それから、全体の総括であります。シミュレーションを出ささせていただきますので、時点確認はいただくとして、今、中間ということよりもある程度9年度以降の利益に転じるというのを見通した上で見解を示すべきだというふうに思っておりますので、今この和解等々で解消をするということに努力していきたいというふうに思っています。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 それに関連してですけども、1つは、そのコメントの中でも元金は蹴込まない。つまり、元金はきちっと払ってもらおうということは方針として貫く。それから、遅延損害金を差し引くのは、やはり町としての、言いつ

らいですけれども、長年放置をしてきた不手際の方も率直におわびをして差し引くんだと、そういう表現になるかどうか分かりませんが、そういう内容が加味されていると思いますね。早くすれば遅延損害金もともと入らないわけですから、入らなくて当たり前というようになります。しかし、約定をした上で払わなかった分については、ペナルティーがかかるというのは経済的な仕組みのいろはです。そういう点でも、ごね得というように映らないように、きっちりと行政としての差引き分はこういう考え方から遅延損害金全額を請求することについては、権利を放棄するんだということを明記した書面、文書を表現していただきたいというように思いますので、ぜひ、よろしくお願ひします。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 趣旨はよく分かりました。今議会で、山田裕康議員から全協で質問がありましたように、今のところ元金、約定利息を割っている和解はありませんので、一部、前から議会から提案いただいている遅延損害金をなしにしてはどうかという提案についても、一定の遅延損害金は認められて、相当分の遅延損害金を放棄するよという和解の条項でありますので、この状態をキープして、回収事務を今後も続けていきたいと思っております。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

丸山議員。

○丸山議員 この件に関しましては、やっぱり一歩でも、一歩町が前に進んだなと思います。元人権課長の丸澤課長であったときに、これが出てきたということで、正直大変なことがあるんですが、これを機会にやっぱり払おうという意思のある方が払っていただける、これは前課長の動きが非常によかったと思っております。

今後、こういうような感じで、順番に払ってくれる人には払っていただく、こういうふうにかけないと払ってくれないということもあると思いますので、この和解案に関しましては、賛成とさせていただきます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願ひします。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第34号は可決されました。

次に、日程第6 議案第35号を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、除斥対象のため、丸山議員の退席を求めます。

(丸山議員退席)

○宮崎議長 議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第35号 権利の放棄及び和解につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年6月15日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 議案書裏面の方、1ページをお願いいたします。

権利の放棄及び和解につき、議決を求めることについて、貸金等返還請求事件でございます。

次のとおり権利を放棄するとともに、これに伴う和解をするため、地方自治法第96条1項第10号及び第12号により、議会の議決を求める。

放棄する権利及び和解の概要。

大津地方裁判所彦根支部令和3年(ワ)第25号 貸金等返還請求事件で請求した金額のうち、遅延損害金の一部についての権利を放棄し、別紙のとおり相手方と和解をするものでございます。

放棄する権利の金額。

残元金及び利息175万9,003円に、平成14年12月21日から元金の支払われた日まで年10.95%の割合による遅延損害金、令和4年6月15日現在369万3,029円を加えた総額545万2,032円から、別紙和解条項案のうち1項記載の203万6,020円を差し引いた341万6,012円を放棄するものでございます。

和解関係人の住所及び氏名につきましては、次の記載のとおり6名でございます。

裁判所につきましては、大津地方裁判所彦根支部でございます。

事件名は先ほど申し上げました令和3年(ワ)第25号 貸金等返還請求

事件。

放棄及び和解の理由につきまして、本件につきましては、この和解により紛争が早期に解決することを勘案し、遅延損害金の一部についての権利を放棄し、和解しようとするものでございます。

授權事項といたしまして、町長は必要に応じ、次に掲げる行為はできるということで、趣旨を損なわない和解条項の軽微な修正、また、本件に関し、和解に代わり民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定が行われた場合で、その決定が本件和解条項案の趣旨と相違ないとき、異議を申し立てないことの決定。

和解条項案については、別紙のとおりでございます。

どうかよろしく願いいたします。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第35号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第35号は可決されました。

丸山議員の入場を許します。

(丸山議員入場)

○宮崎議長 次に、日程第7 議案第36号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第36号 権利の放棄及び和解につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年6月15日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、議案書1ページをお願いいたします。

権利の放棄及び和解につき、議決を求めることについて、貸金等返還請求事件でございます。

次のとおり権利を放棄するとともに、これに伴う和解をするため、地方自治法第96条第1項10号及び第12号により議会の議決を求めるものでございます。

放棄する権利及び和解の概要でございます。

和解の内容といたしまして、大津地方裁判所彦根支部令和2年(ワ)第43号 貸金等返還請求事件で請求した金額のうち、遅延損害金の一部についての権利を放棄し、別紙のとおり相手方と和解するものでございます。

放棄する権利の金額。

残元金及び利息419万4,811円に、平成30年7月21日から元金の支払われた日まで年10.95%の割合によるとしている遅延損害金、令和4年6月15日現在176万1,066円を加えた総額595万5,877円から、別紙和解条項案のうち、2項(1)及び(2)の合計記載金額の522万9,190円を差し引いた72万6,687円を放棄するものでございます。

和解関係人の所在地及び氏名につきましては、記載のとおり7名でございます。

裁判所につきましては、大津地方裁判所彦根支部。

事件名につきましては、令和2年(ワ)第43号 貸金等返還請求事件。

放棄及び和解の理由につきましては、本件につきましては、この和解により紛争が早期に解決することを勘案し、遅延損害金の一部について権利を放棄し、和解をしようとするものでございます。

授權事項といたしまして、町長は、必要に応じ、次に掲げる行為ができるものでございます。

趣旨を損なわない和解条項の軽微な修正、また本件に関し、和解に代わり民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定が行われた場合で、その決定が本件和解条項案の趣旨と相違ないときに異議を申し立てないことの決定でございます。

和解条項案の案については、別紙のとおりでございます。

どうか同かよろしくお願いいたします。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありますか。

丸山議員。

○丸山議員 先ほども言いましたが、やっぱり人権課長が一步前に進んでくれたこと、この結果がこの和解案の一つだと思っております。早期退職された人権課長だったら、そのままずっとこんなことが出てこなかったかもしれません。そういった意味で、町としましては、一步前に進んでいるということを確認しましたので、賛成したいと思います。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって議案第36号は可決されました。

次に、日程第8 議案第37号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第37号 権利の放棄及び和解につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年6月15日。

甲良町長。

1. 宮崎議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、議案書1枚目をお願いいたします。

権利の放棄及び和解につき、議決を求めることについて。貸金等返還請求事件でございます。

次のとおり権利を放棄するとともに、これに伴う和解をするため、地方自治法第96条第1項10号及び第12号により、議会の議決を求めるものでございます。

放棄する権利及び和解の概要につきまして、1、放棄する権利及び和解の内容。

天津地方裁判所彦根支部令和3年(ワ)第27号 貸金等請求事件で請求した金額のうち、遅延損害金の一部についての権利を放棄し、別紙のとおり相手方と和解するものでございます。

放棄する権利の金額。

残元金及び利息 206万4,165円に、平成2年6月21日から元金の支払われた日まで年10.95%の割合によるとしている遅延損害金、令和4年6月15日現在717万6,814円を加えた総額924万979円から、別紙和解条項案のうち、1項記載の241万7,001円を差し引いた682万3,978円を和解するものでございます。

和解関係人の所在地及び氏名につきましては、次の記載のとおり14名でございます。

裁判所につきましては、大津地方裁判所彦根支部でございます。

事件名につきましては、令和3年(ワ)第27号 貸金等返還請求事件です。

放棄及び和解の理由につきましては、本件につきましては、この和解により紛争が早期解決することを勘案し、遅延損害金の一部についての権利を放棄し、和解しようとするものでございます。

授權事項といたしまして、町長は必要に応じ、次に掲げる行為をできるということで、趣旨を損なわない和解条項の軽微な修正、本件に関し和解に代わる民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定が行われた場合で、その決定が和解条項案の趣旨と相違ないとき、異議を申し立てないことの決定でございます。

和解条項案につきましては、別紙のとおりでございます。

どうかよろしくお願いいたします。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

丸山議員。

○丸山議員 同じような感じでございますが、裁判所から通知が来て、これは払わないかんという思いがあり、こういうように払っていただけるということが一番いいことであることから、私もこれに関しても賛成したいと思います。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第37号は可決されました。

次に、日程第9 議案第38号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第38号 財産の無償譲渡につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年6月15日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

産業課長。

○西村産業課長 財産の無償譲渡につき、議決を求めることについて。

下記のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、財産の表示。所在地、滋賀県犬上郡甲良町大字金屋1549番地4、道の駅せせらぎの里こうら内。

財産、電気自動車用急速充電設備一式。

2、相手方。所在地、東京都港区三田3丁目11の36、三田日東ダイビル4階。

相手方、株式会社e-Mobility Power、代表取締役社長 四ツ柳尚子。

この件につきましては、平成26年度に設置しました電気自動車急速充電設備につきまして、維持管理の支援が8年を経過し、令和4年9月をもって支援が終了することから、e-Mobility Powerに無償譲渡することにより、維持管理また更新の方をお願いするものでございます。

以上です。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第38号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)



○宮寄議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって議案第38号は可決されました。

次に、日程第10 発議第5号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 発議第5号 令和4年6月15日。

甲良町議会議長 宮寄光一様。

提出者 甲良町議会議員、西澤伸明。

賛成者 建部孝夫、木村修、丸山恵二、阪東佐智男、野瀬欣廣、山田裕康、山田充、岡田隆行、小森正彦。

ごみの抜本的な減量計画の策定を求める決議（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定において提出する。

○宮寄議長 本案については、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 同じ表題の請願者からの請願が採択されたことから、今回の決議案の提出に至りましたので、よろしく申し上げます。

ごみの抜本的な減量計画の策定を求める決議（案）。

ごみ回収日には、各自治会のごみ集積場は大量の包装プラスチック、生ごみ、枝葉など様々なごみで山積みになります。「これを全部燃やして大丈夫なのか」「何とかならないか」などと考える町民が増えているのではないのでしょうか。

今、異常気象などを前にして、「このままでは次世代に持続可能な自然と社会は残せない」との思いが世界中に広がっています。その思いは日本、そして、滋賀の若者の中にも広がっています。

昨年8月、IPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）は、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない」と断定しました。11月のCOP26（国連気候変動枠組条約第26回締約国会議）は、気温上昇を産業革命前と比べて1.5度に抑えることで正式に合意しました。そのためには、2050年までに世界のCO<sub>2</sub>の排出量を実質ゼロにし、2030年までに約45%削減（2010年比）とする必要があります。これは国連の内容です。相当の国が50%から60%台の削減目標を掲げています。日本も「2050年にカーボンゼロ」を宣言し、低過ぎるとの批判を浴びながらも、2013年度比46%（2010年度比42%）削減の目標を立てています。滋賀県の削減目標は、同50%（同39%）で

す。

彦根愛知犬上の広域ごみ処理施設建設計画も、この問題を避けて通ることはできません。大型のごみ焼却炉が大量のCO<sub>2</sub>を排出するからです。

彦根愛知犬上広域行政組合は、ゴミの15%削減の方針を示していますが、国や県の目標を達成するためには、1市4町が「2030年までにごみを半減させる」などの抜本的なごみ減量目標を立てて、市町の住民と企業に呼びかける必要があるのではないのでしょうか。

ごみの抜本的減量（半減）は、次のことをもたらします。①住民や企業が自ら毎日出すごみを見つめ直し、CO<sub>2</sub>削減に貢献する。②新しいゴミ処理施設の建設費用を低く抑えることができ、「財政危機宣言」を発した本町の財政状況の更なる悪化を防ぐ重要な一因になる。

新しいゴミ処理施設の建設費は、建物だけで約200億円とされています。国の補助を受けた場合でも、甲良町の負担は約10億円と試算されています。その上、用地買収、造成、盛り土、軟弱地盤対策、搬入道路の新設、施設を支える杭打ちなどの費用がその金額に加算されます。総額費は1.5倍から2倍に膨れ上がるおそれがありと指摘されています。ちなみに、「近江八幡環境エネルギーセンター」は、約半分規模で建設費は60億円（2016年8月稼働）です。ゴミ半減は不可能だとの声もあります。

しかし、野瀬町のごみ焼却炉が故障した際に、彦根市の和田市長の呼びかけにより、ゴミが5%減った事実を見れば、恒常的なキャンペーンと生ごみの堆肥化、徹底した分別で「ごみの資源化」など、町民、企業、行政、専門家の知恵を集めればゴミ半減は不可能ではないと思われれます。

これまで国は、「大型処理施設で大量のゴミを燃やし、プラスチック燃焼の熱でゴミ発電」を推奨する方針を取ってきました。しかし、昨年6月には、「プラスチック資源循環促進法」が成立し（本年4月施行）、プラスチックの分別、回収の新しい方針が出ました。全国には、「ごみゼロ」を目指し、実際にゴミの8割を資源化している徳島県上勝町をはじめ、その目標に挑戦している自治体が生まれています。この流れが主流になってこそ、持続可能な自然と社会を次代に引き継ぐことができます。

以上の趣旨から、町長におかれましては、次の事項を措置されますよう強く要請します。

記。

1、本町において、「2030年までにごみ半減」など、抜本的なごみ減量計画を立てること。

以上決議する。

令和4年6月15日。

犬上郡甲良町議会 議長 宮寄光一。

以上です。

請願の中身から少し補強をしたというか、甲良町の決議に合うようにしたのが、財政のところですよ。建設費で200億円ですけども、これが甲良町の負担で試算されますと、約10億円、補助金もした上でもそうなります。そうすると、やはり財政ぜい弱をずっと以前から言われていますし、今回、財政危機宣言を言われている中で、大型ごみ処理施設に甲良町の財政がひっ迫する一つの要因になる、その観点でも規模を小さくするというのは非常に大事なことです。その規模を小さくする上では、ごみを少なくするという点で、その町民、企業に呼びかける行政の役割は非常に大きいと思いますので、ぜひこの決議を可決したいと思います。

よろしくをお願いします。

○宮寄議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮寄議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

木村議員。

○木村議員 賛成討論とさせていただきます。

全協のときにもちょっと申し上げましたけど、請願者が荒神山を守る会ということで、当初、荒神山を守る会というのは、ごみ処理場に反対だというふうに私は思っていましたので、あのときに請願者が説明されたときに、そうではないんだということ把握できましたし、また、この決議文に関して、賛成ですので、それと、少し予算のことが書かれておるんですが、この予算は、私は行政組合に出向させてもらっている部分で、行政組合の議会の方で甲良町の負担が増えないように、議場の方で、行政組合の議場の方でやりたいなというふうに思っていますので、この決議文には賛成でございます。

以上です。

○宮寄議長 ほかにありませんか。

建部議員。

○建部議員 賛成討論でございます。

今やごみの分別、また減量問題は、国を挙げて取り組む国民的課題であります。また、もう一つは、ごみの今の焼却場の建物だけで200億円、それによると甲良町の負担が約10億円というようなことが言われておりますが、ごみの減量化によってその負担金も減らせると。

もう一つは、これは、その竣工された後のことでございますが、ごみの甲良町からの排出量、持込み量によってその負担金も軽減できるということか

ら、賛成討論といたします。

○宮寄議長 ほかにありませんか。

丸山議員。

○丸山議員 私も賛成討論をしたいと思います。

私たち議会としましては、徳島県の上勝町の方に研修も行かせていただきました。非常にいいことをしておられるなということを見せていただきました。ああいうような感じで、今、建部議員も言われたように、木村議員も行政組合の方へ行ってはるので、負担金を少なくという意味もありますので、ごみの量を町としても減らしていき、人口が減っていく中、負担金だけ増えるということでは、大変また町がよくなるというか、町の負担が多くなると大変ですので、私もこのごみ量を減らし、ゼロとまでは言えませんが、じわりじわりとごみの量を減らして行って、負担金を少なくして行っていきたいと思い、賛成討論とさせていただきます。

○宮寄議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮寄議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより発議第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮寄議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、発議第5号は可決されました。

次に、日程第11、発議第6号を議題とします。議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 発議第6号 令和4年6月15日。

甲良町議会議長 宮寄光一様。

提出者 甲良町議会議員、西澤伸明。

賛成者 建部孝夫、木村修、丸山恵二、阪東佐智男、山田裕康、山田充、岡田隆行。

元職員の懲戒処分の取消訴訟で最高裁上告を非難する決議(案)。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

○宮寄議長 本案については、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 全協の冒頭で町長が上告をしたことについて報告をされましたの

で、それを加味して最初に作成したよりも差し替えをさせていただいておりますので、その差し替えた部分の読み上げを提案とさせていただきます。

元職員の懲戒処分の取消訴訟で最高裁上告を非難する決議（案）。

元町職員の「懲戒処分取消請求控訴事件」において、本年5月31日、甲良町長野瀬喜久男氏の控訴を棄却するとの判決が下され、町長は、同年6月3日の全員協議会においてこの判決を不服とし、最高裁に上告する意向を表明し、13日付で上告したことが判明した。

町長の上告意向表明に対し、議員から懸念や疑問、抗議の質問、意見が相次いだ。我々は、次の理由で町長の上告を非難する。

その1つは、町側の主張が徹底して退けられたことである。

大阪高裁判決では原判決を支持し、町長の請求を棄却している。すなわち、大津地裁が懲戒処分において、地方自治法で定められた対象者の弁明、処分理由を記載した説明書の交付を履行していないことをもって、懲戒処分の法令違反を断罪し、「処分取消」を命じた。

大阪高裁の判決は、弁明、処分理由説明書の交付が処分の要件となるものではないと判示した上で、「適正手続に反した違法なものであり、取消しを免れないと判断する」と結論づけている。その理由として、「停職処分は」「対象者の基本的な権利である報酬請求権を喪失させる重大な不利益処分であることから」「対象者の権利保護に欠けることのないように適正かつ公正な手続を履践することが要求される」と断じている。

また、町長が議会などで「実体的不祥事」があったと主張していることについても、顛末書の提出された時期や記載内容に踏み込み、批判した上で、顛末書のみで「適正な処分量定のための事実認定ができるものではなく、」元職員の「責任を適正に判断することは困難である」と断じている。

そして、「裁量権の逸脱、濫用はない」と主張する町長に対し、「本件懲戒処分手続には、裁量権の逸脱、濫用があったというべきであり」と断罪し、町側の主張をことごとく退けている。

大津地裁で敗訴した際も、報道によれば、町の顧問弁護士でさえ「控訴しても厳しい」と指摘されており、大阪高裁の判決を最高裁で覆すことはさらに厳しいものと言わざるを得ない。

その2つ目は、このような高裁判決が下されたにもかかわらず、町長の保身のためか、面子だけで上告するのであれば、税金の無駄遣いとなり、山積する町政課題に対し、町長が職責を全うする妨げとなることは確実である。その3つ目は、地裁、高裁の敗訴判決に真摯に向き合い、現時点で違法処分を受けた職員の名誉と「全体の奉仕者」としてふさわしい職場環境を整える町長としての職責を果たし、甲良町のイメージをこれ以上汚すべきではない。

よって、元職員の懲戒処分取消訴訟で最高裁上告を非難し、かつ取り下げるべきである。

以上決議する。

令和4年6月15日。

甲良町議会 議長 宮寄光一。

以上です。

つけ加えて説明をさせていただきますと、皆さんのお手元にも配らせていただきましたが、長崎で種類が違いますので、並列には比べられませんが、取材を受けた記者に対するセクハラがあったこと、性暴力があったことの13年間続いた判決がありました。

そこで現市長さんは、謝罪をする、控訴はしないというように会見をされたことが中日、読売新聞、毎日、その他の新聞にも全部出ています。皆さんにお配りしたのは、新聞赤旗と中日のみでありますけども、そこに書かれている中身を見ますと、やはり判決を真摯に受けて、本人と面談すると、こういうように市長さんが言われています。こういう姿勢であってほしいという思いがありますね。いろんな町長の言い分があるとしても、職員の停職、そして、その後は、懲戒免職の処分を受けておられますので、そういう点でも大変傷が重いというように思うんです。そういうこの高裁での町長の主張をことごとく退けてる判決から見たら、真摯に向き合うというのがまず第一だというように私は思います。

それで、確かに三審の権利があるという点では、これは日本の裁判制度で三審は大事な仕組みです。しかし、これは個人が三審を申し立てるというだけでは、最高裁に申し立てるのと違って、7,000近い町民を代表する町長がそういうことをするんです。しかも、結文にありますように、税金を使ってやります。そういう点でも影響が大きいですし、過疎地の適用、それから財政危機宣言をしているところで、ほんまに危機感を持ってんのかいなという疑問を思わざるを得ません。そういう点で議会の意思として、上告を取り下げるようにという非難決議を提出させていただきました。

連名で皆さんからの賛同をいただいて提出することができましたので、この機会にお礼を申し上げて、ご賛同よろしくお願い申し上げます。

○宮寄議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮寄議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

木村議員。

○木村議員 賛成討論とさせていただきます。

高裁へ申し立てられたと、上訴されたときにも議員の方からの問題点があったように思っています。でも、それは高裁で判決が5月31日に出たということをもって、最高裁に上げるという行為は、最高裁に、今説明が西澤議員からありましたけど、三審制ということで、日本では三審制を認められておるんですが、最高裁まで行って、何をもってこの判決をひっくり返すということになるのか。よっぽどのことでない限り、最高裁にいても同じだと思います。

以前、私は告訴された経緯がありまして、最高裁までいかはりました。そのときは、多分、多分というよりも、個人のお金でやられたように思います。でも、今回は、町のお金、税金ということで、これは絶対に認められないという意味をもって、この決議文には賛成をさせていただきたいと思います。

以上です。

○宮崎議長 野瀬議員。

○野瀬議員 最高裁に上告の場合ですけども、新しい事実が出てきた、もしくは法律に触れる何かがあるというところで、そういうことがないとなかなか受付自身がしてもらえないということがあります。だから、上告しても棄却される可能性は高いと私は思っております。

しかしながら、町長の上告の意図、もう少し分からない部分がありますので、私はこの判断は棄権とさせていただき、退場させていただきます。

(野瀬議員退席)

○宮崎議長 ほかにありませんか。

建部議員。

○建部議員 今日の冒頭に私が最も大きな憤りを感じました。13日付で上告をしたというのです。本当に許しがたい行為であるので、本当に憤りを感じました。町長、何を考えているんだ。

私はここに決議案の内容をつぶさに見ていくとき、この内容こそ非難し、かつ取り下げる決議は最も重要であると。それも、このことを町民に訴えることは本当に大切な重要なことだなどと思っております。私たちは、単に議会でこのことを議決するだけでなく、広く町民に町長の現状をこの内容でもってつぶさに町民に訴えていきたいと、そのように思い、賛成といたします。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

岡田議員。

○岡田議員 私も賛成討論をさせていただきたいと思っております。

この2月に財政危機宣言をされて今に至りますが、一般質問においても、私はこのようなこととお話ししたと思っております。本町の危機的状況を改善するため、町職員全員でこの危機的状況を乗り越えてほしいと。それ以上に、や

はり町のトップである町長において、この問題が山積みしている中、自分のつまらないプライドなのかわかりませんが、現在進行形で行われている裁判で、やはりこれ以上の時間とお金をかける暇がないと思うので、本当に判決を素直に受け入れ、町民に寄り添ったまちづくりをするために、一点集中して課題に取り組んでほしい、私はこのように言いました。本当にそのとおりだと思います。

町職員においても、お話を聞いている中で、本当に上告するのかという思いでおられたと思います。

これ以上の時間とお金を使うことは、この町の財政にとってマイナスではかありませんので、何とか、これまだ間に合うので取り下げてほしい、このように思っております。

以上です。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

丸山議員。

○丸山議員 私も上告をすることに反対。この発議第6号に賛成。

やっぱり町民の税金を使ってやるということ、これは自分のお金でないかぎり、勝てるというか、よっぽどでなかったらひっくり返ることはないという判断をされていることでもありますことから、無駄なこと、無駄な税金、無駄な時間をするぐらいやったら、上告をやめていただきたい。岡田議員と同じくであります。

だから、この発議第6号に関しましては、賛成したいと思います。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

山田裕康議員。

○山田裕康議員 はい、この件に関しまして、やはり上告しても100%負けるということがわかっておりますので、ここに書かれております税金の無駄遣いとなるということになりますので、この決議案には賛成といたします。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、発議第6号は可決されました。



(野瀬議員入場)

○宮崎議長 次に、日程第12 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配布している文書のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第13 委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配布している文書のとおり、閉会中における継続審査及び調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○野瀬町長 令和4年甲良町議会6月定例会の閉会にあたりまして、挨拶を申し上げます。

今定例会は6月6日から本日15日までの10日間の会期で、各議案の審議をいただきました。承認の8件は、いずれも原案どおり承認いただきました。議案9件のうち、8件は原案どおり可決いただきました。議案第31号の甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、否決でありました。議案第31号の議決は、瑕疵ある議決と捉えておりますので、議長から議決結果の送付を受けてから、地方自治法の規定に基づき、再議に付する予定をしているところであります。

元職員の懲戒処分取消請求の控訴事件について、5月31日に大阪高等裁判所は、一審の天津地方裁判所の取消判決を結論において相当であるとして、甲良町の控訴が棄却をされました。このことに対して、議会は上告はすべきでないのご意見、さらに、本日、最高裁上告を非難する決議が可決されましたが、私町長は、高裁判決に不服があり、顧問弁護士に委任をして、6月13日に最高裁判所に上告を行ったところであります。

判決に負ければ、町長を辞任するかの質問に軽々しくもお見込みのとおり

と答えたことに、改めて取消をし、裁判に負けたとしても辞任しないことを6月3日の議会全員協議会で言明いたしました。多くの議員から厳しい批判のご意見を賜ったところでもあります。

今後なされるであろう議会の意思決定に口を挟む余地はありませんが、円滑な行政運営を確保することと、裁判結果を理由としての政治抗争の手段になることは、町政の停滞を招くことになり、あるべき姿ではないと考えているところでもあります。

本町では、第4回のワクチン接種は、7月12日からスタートの準備をいたしております。

昨日6月14日に、梅雨入りとなりました。体調管理に十分ご留意をいただきますようお願い申し上げます。

今定例会におきまして、適切な議決を賜りましたことに厚く御礼を申し上げまして、6月定例会閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○宮崎議長 これをもって、令和4年6月甲良町議会定例会を閉会します。  
ご苦労さまでした。

(午前11時58分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 宮 寄 光 一

署 名 議 員 山 田 充

署 名 議 員 野 瀬 欣 廣